

京都市教育委員会教育実践功績表彰 表彰選考委員会議傍聴要項

平成15年10月10日

平成18年 9月29日改正

教育実践功績表彰選考委員長

1 趣旨

この要項は、京都市市民参加推進条例第7条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに、予め指定する場所に集合しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、傍聴を許さない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、委員長において傍聴を不相当と認める者
- (4) 傍聴をしようとする者が、(1)に定める人数を超えるときは、抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - エ 画像の撮影、録音等を行うこと。ただし、報道関係者等で予め委員長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合。
 - イ この要項に違反し、委員長が退場を命じた場合。
- (3) (1)及び(2)のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

4 その他

この要項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。